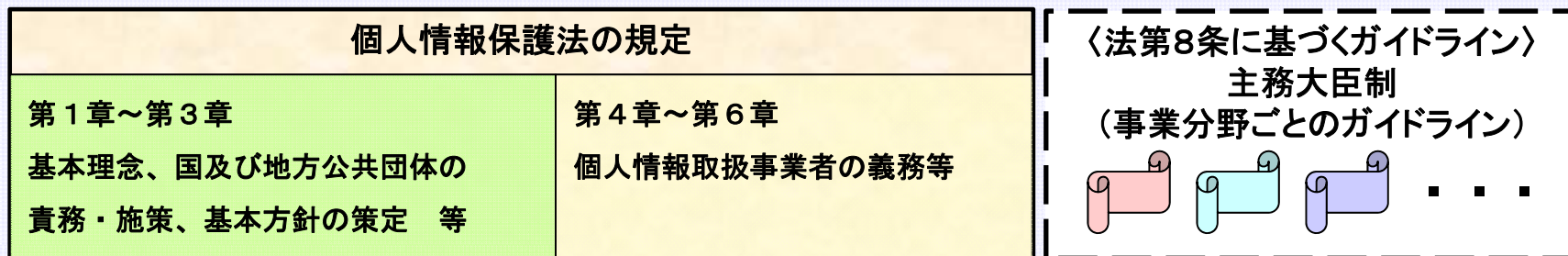


# 船員の雇用管理分野における個人情報の適正な取扱いを確保するために 事業者が講ずべき指針の全部改正について

## 1. 個人情報保護に関するガイドラインの策定

- 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第8条の規定に基づき、主務大臣制のもと、事業分野ごとに個人情報保護に関するガイドラインの策定が求められた。
- このため、船員の雇用管理分野について、「船員の雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」(平成16年9月29日国土交通省告示第1181号(以下「船員雇用管理指針」という。))を策定した。(※)

### <個人情報保護制度の体系>



### <参考>

#### 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

**第8条** 国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う行動を支援するため、情報の提供、事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他必要な措置を講ずるものとする。

※：船員雇用管理指針の策定に当たっては、船員以外の者の雇用管理については厚生労働省の「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針(平成16年7月1日厚生労働省告示第259号)」の対象となることに鑑み、同指針と内容の共通化が図られるよう配慮した。

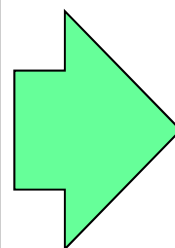
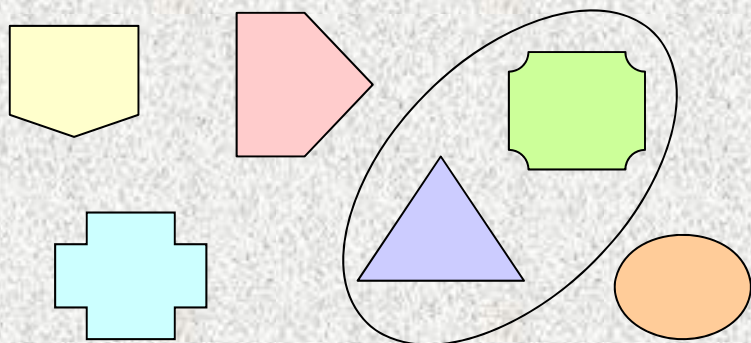
# 船員の雇用管理分野における個人情報の適正な取扱いを確保するために 事業者が講ずべき指針の全部改正について

## 2. ガイドラインの共通化

- 従来のガイドラインは、主務大臣が、その所管する事業分野ごとにそれぞれ策定したため、内容が統一されていなかった。
- 「個人情報保護に関する取りまとめ(意見)」(平成19年6月29日 国民生活審議会)において、複数のガイドラインが適用される事業者があることに留意しつつ、ガイドラインの共通化について必要な検討を行うことが求められた。
- これを受け、平成20年7月に個人情報保護関係省庁連絡会議が開催され、「個人情報保護に関するガイドラインの共通化について」(申合せ)(以下「申合わせ」という。)において、内閣府が示す方針に基づき、各府省がガイドラインの共通化について必要な措置を講ずることとされた。

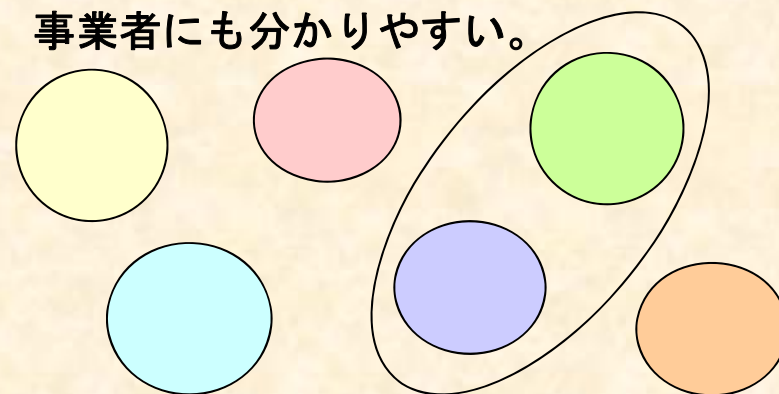
### <従来のガイドライン>

- ・ 内容の異同が大きい。
- ・ 複数のガイドラインが適用される事業者に対する配慮が不十分。



### <ガイドラインの共通化>

- ・ 内容の異同が小さい。
- ・ 複数のガイドラインが適用される事業者にも分かりやすい。



# 船員の雇用管理分野における個人情報の適正な取扱いを確保するために 事業者が講ずべき指針の全部改正

## 3. 船員雇用管理指針の全部改正

- 船員雇用管理指針についても、申合せに基づき、ガイドラインの共通化のための全部改正を実施する。
- 具体的には、申合せの別紙において示された「標準的なガイドライン」を踏襲しつつ、現行の船員雇用管理指針の内容を反映させた内容とする。(※)

### <改正のイメージ>

#### 船員の雇用管理分野における個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき指針（現行指針）

- 第1 趣旨
- 第2 用語の定義
- 第3 事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項
- 第4 個人情報取扱い事業者以外の事業者による船員の雇用管理に関する個人情報の取扱い

#### 申合せ別紙による「標準的なガイドライン」

- |                      |                            |
|----------------------|----------------------------|
| 第1 趣旨                | 第8 保有個人データの開示等に関する義務       |
| 第2 用語の定義             | 第9 苦情処理に関する義務              |
| 第3 このガイドラインの適用対象者の範囲 | 第10 法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応 |
| 第4 個人情報の利用目的に関する義務   | 第11 勧告、命令等についての考え方         |
| 第5 個人情報の取得に関する義務     | 第12 ガイドラインの見直しについて         |
| 第6 個人データの管理に関する義務    |                            |
| 第7 個人データの第三者提供に関する義務 |                            |

#### 船員の雇用管理分野における個人情報の保護に関するガイドライン（改正案）

- |                        |                            |
|------------------------|----------------------------|
| 第1 趣旨                  | 第8 保有個人データの開示等に関する義務       |
| 第2 定義                  | 第9 苦情処理に関する義務              |
| 第3 適用対象者の範囲            | 第10 その他事業者が配慮すべき事項         |
| 第4 船員雇用管理情報の利用目的に関する義務 | 第11 法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応 |
| 第5 船員雇用管理情報の取得に関する義務   | 第12 勧告、命令等についての考え方         |
| 第6 個人データの管理に関する義務      | 第13 他の個人情報保護に関するガイドラインへの留意 |
| 第7 個人データの第三者提供に関する義務   | 第14 ガイドラインの見直しについて         |

※：改正に当たっては、船員以外の者の雇用管理については厚生労働省の「雇用分野に関する個人情報の保護に関するガイドライン（平成24年5月14日厚生労働省告示第357号）」の対象となることに鑑み、同ガイドラインと内容の共通化が図られるよう配慮している。